

行政不服審査会等における調査審議等に係る 事務処理マニュアル 様式例

平成 29 年 2 月

郡山市行政不服審査会

本様式例は、行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理マニュアルに記載する調査審議等の手続において、審査関係人が審査会に対して提出する、又は審査会が審査関係人等に発出することとされている書面のうち、主要なものの様式の一例であり、各審査会が調査審議等に係る規則等において当該書面の様式を定める際の参考としていただくために作成したものです。本様式例に掲載されていない書面の様式については、行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編）で様式例をお示ししている、審理員による審理手続における取扱い等を参考にしてください。

なお、（国の）行政不服審査会における各種書面の様式は、同審査会において定められるものであり、本様式例と異なる場合があることに御留意ください。

目次

様式例 1 (諮問書)	1
様式例 2 (諮問事件受付処理簿)	4
様式例 3 (主張書面等の提出期限の通知)	5
様式例 4 (諮問を要しない旨の審査会意見の通知)	7
様式例 5 (諮問取下書)	8
様式例 6 (審査手続の併合 [分離] の通知)	9
様式例 7 (主張書面等の提出の求め)	10
様式例 8 (口頭意見陳述申立書)	12
様式例 9 (主張書面等閲覧等請求書)	13
様式例 10 (主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会)	14
様式例 11 (答申書の交付)	16

様式例 1 (諮問書)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 様

審査庁名

〇〇〇〇 印

諮 問 書

〇〇法(昭和(平成)〇〇年法律第〇〇号)[〇〇条例(昭和(平成)〇〇年条例第〇〇号)]第〇条の規定に基づく処分[処分についての不作為]に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当 : 〇〇〇〇

連絡先 : 〇〇〇

(別紙) 【処分についての審査請求に係る諮問の場合】

区分	内容
1 審査請求に係る処分	
2 審査請求	
3 諮問の理由	
4 参加人等	
5 添付書類等	
6 審査庁担当課、担当者名電話、住所等	

※1 3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「法令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※2 5の「添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録（写し）」のほか、各審査会が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

(別紙)【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】

区分	内容
1 審査請求に係る不作為	
2 処理期間	
3 審査請求	
4 諮問の理由	
5 諮問の理由	
6 添付書類等	
7 審査庁担当課、担当者名電話、住所等	

- ※1 2の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない場合は、標準処理期間を定めていない理由を記載する。
- ※2 4の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。
- ※3 6の「添付書類等」については、行政不服審査法第43条第2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録(写し)」のほか、各審査会が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

様式例 2 (諮問事件受付処理簿)

諮問事件受付処理簿

諮問番号	事件名	審査庁	諮問日	答申日	答申番号	備考 (答申内容、裁決日、裁決内容等)

※本処理簿は、件数が多い場合には、処分についての審査請求に係る諮問と不作為についての審査請求に係る諮問とを別簿冊とするが、件数が少ない場合は一緒に一つの簿冊とする。一つの簿冊に処分に係る諮問と不作為に係る諮問とを一緒に記載する場合は、その区分を備考欄に記載する

様式例 3 (主張書面等の提出期限の通知)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇様

[審査庁名

〇〇 〇〇 様]

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 印

主張書面又は資料の提出について (通知)

あなた [貴庁] は、下記 1 の諮問事件について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 6 条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：(例) 平成〇年 (処分) [(不作為)] 諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇

2 主張書面又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成〇年〇月〇日 (〇)

(2) 提出方法

任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなた [貴庁] のお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

担当：〇〇〇

連絡・提出先：〇〇〇

(別紙)

平成○年（処分）[不作為] 諮問第○号事件

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

郡山市行政不服審査会

会長 ○○ ○○ 様

平成○年○月○日

(氏名)

⑨

[審査庁名○○○○

印]

○この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式例 4 (諮問を要しない旨の審査会意見の通知)

(文書番号)
平成〇年〇月〇日

審査庁名

〇〇 〇〇 様

郡山市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 印

諮問事件に係る意見について (通知)

当審査会において下記 1 の諮問事件について調査審議しているところですが、
[〇〇行政不服審査会 (運営) 規則第〇条 (第〇項) に基づき、] 下記 2 のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号 : (例) 平成〇年 (処分) [(不作為)] 諮問第〇号事件名 : 〇〇〇〇〇〇〇

2 意見の内容

当該諮問事件につき、行政不服審査法第 4 3 条第 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

(理由)

当該諮問事件は、・・・・・・であり、行政不服審査法第 4 3 条第 1 項第〇号に該当すると認められるため。

担当 : 〇〇〇〇

連絡先 : 〇〇〇

様式例 5 (諮問取下書)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 様

審査庁名

〇〇 〇〇 印

諮問の取下げについて

諮問(平成〇年(処分) [(不作為)] 諮問第〇号)に係る審査請求事件 [平成〇年〇月〇日付け(文書番号)により貴審査会に諮問した審査請求事件(平成〇年(処分) [(不作為)] 諮問第〇号)] について、行政不服審査法第27条の規定に基づく取下げがあったので(注)、当該諮問を取り下げます。

(添付資料)

(例) 審査請求取下書(写し)

担当: 〇〇〇〇

連絡先: 〇〇〇

(注) 諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第27条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合(審査請求に係る処分の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など)には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式例6（調査審議手続の併合〔分離〕の通知）

（文書番号）

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

〔審査庁名

〇〇 〇〇 様〕

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 印

調査審議手続の併合〔分離〕について（通知）

下記の諮問事件について、郡山市行政不服審査会（設置）条例〔（運営）規則〕第〇条の規定に基づき、調査審議の手続を併合〔分離〕したので、通知します。

記

（諮問事件）

（注） 併合〔分離〕の対象となる審査請求事件を列記する。

担当：〇〇〇〇

連絡先：〇〇〇

様式例 7 (主張書面等の提出の求め)

(文書番号)

平成○年○月○日

○○ ○○ 様

[審査庁名

○○ ○○ 様]

郡山市行政不服審査会

会長 ○○ ○○ 印

主張書面 [資料] の提出の求めについて

下記 1 の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 4 条の規定に基づき、下記 2 のとおり主張書面 [資料] の提出を求めます。

記

1 諮問事件

諮問番号：(例) 平成○年 (処分) [(不作為)] 諮問第○号

事件名：○○○○○○○○

2 主張書面 [資料] の提出

(1) 提出期限

平成○年○月○日 (○[曜日])

(2) 提出を求める主張書面 [資料] 及び提出方法

任意の様式により作成した書面 [既存の資料の場合は当該資料] を、持参するか、郵送又はファックスで当審査会に提出してください。

また、提出された主張書面 [資料] は、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する第 7 8 条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面 [資料] に添付してください。

担当：○○○○

連絡・提出先：○○○

(別紙)

平成○年（処分）〔(不作為)〕 諮問第○号事件

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

平成○年○月○日

郡山市行政不服審査会
会長 ○○ ○○ 様

氏 名
[審査庁名 ○○ ○○ 印]

○この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

口頭意見陳述申立書

郡山市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名 [審査庁名 〇〇 〇〇 印] ㊟
電話番号

下記 1 の審査請求に係る諮問事件 [諮問事件] について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 5 条第 1 項の規定に基づき、下記 2 及び 3 のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

1 審査請求 [諮問事件]

- (1) 審査請求年月日 [諮問番号]
- (2) 審査庁名
- (3) 審査請求に係る処分又は不作為の名称 [諮問事件名]

(注) 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 口頭意見陳述を希望する日時

- ①
- ②
- ...

3 行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 5 条第 2 項の規定による補佐人の同伴の許可申請

- (1) 補佐人の同伴を必要とする理由
- (2) 補佐人の住所、氏名、年令及び職業
(住所)
(氏名)
(年令)
(職業)

(記入の際の留意事項)

- 1 法人その他の団体にあつては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。
- 3 3 は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式例 9 (主張書面等閲覧等請求書)

主張書面等閲覧等請求書

平成〇年〇月〇日

郡山市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

住 所
氏 名 [審査庁名 〇〇 〇〇 印] 印
電話番号

下記 1 の審査請求に係る諮問事件 [諮問事件] に関して貴審査会に提出された下記 2 の主張書面等について、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定に基づき、下記 3 のとおり閲覧 [写し等の交付、閲覧及び写し等の交付] を求めます。

記

1 審査請求 [諮問事件]

審査請求年月日 [諮問番号]

審査庁名

審査請求に係る処分又は不作為の名称 [諮問事件名]

(注) 諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

2 求める主張書面等の名称等

【例】

- ・審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・参加人が提出した主張書面及び資料

3 閲覧、交付の別

閲覧

- ・希望する閲覧時期 (期間を記載)

写し等の交付

- ・希望する交付方法

(注) 3 の「閲覧、交付の別」については、該当するものの にチェックの上、記載すること。

様式例 10 (主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 様

[審査庁名

〇〇 〇〇 様

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 印

主張書面等の閲覧等についての意見について (照会)

あなた [貴庁] が平成〇年〇月〇日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人 [審査庁、参加人] から、行政不服審査法第 8 1 条第 3 項において準用する同法第 7 8 条第 1 項の規定に基づく閲覧 [写し等の交付、閲覧及び写し等の交付] の求めがありましたので、当該審査請求人 [審査庁、参加人] に対する当該主張書面等の閲覧 [写し等の交付、閲覧及び写し等の交付] について、同条第 2 項本文の規定に基づき、あなた [貴庁] の意見を求めます。

つきましては、あなた [貴庁] の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、平成〇年〇月〇日までに、持参するか、郵送又はファックスで当審査会事務局に提出してください。

記

提出された主張書面等の名称等

【例】

- ・ 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- ・ 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- ・ 参加人が提出した主張書面及び資料

担当 : 〇〇〇

連絡・提出先 : 〇〇〇

(別紙)

平成〇年（処分）〔(不作為)〕 諮問第〇号事件

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

平成〇年〇月〇日

郡山市行政不服審査会
会長 〇〇 〇〇 様

氏 名 〇〇 〇〇 印
[審査庁名 〇〇 〇〇 印]

貴審査会に平成〇年〇月〇日に提出した〇〇 [具体的主張書面等の名称を記入] について、行政不服
審査法第81条第3項において準用する同法第78条

の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

差支えない。

適當ではない。

(適當ではない理由)

[]

様式例 1 1 (答申書の交付)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

審査庁名

〇〇 〇〇 様

郡山市行政不服審査会

会長 〇〇 〇〇 印

答申書の交付について

行政不服審査法第 4 3 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：平成〇年（処分）〔(不作為)〕 諮問第〇号

事件名：〇〇〇〇〇〇〇〇

(別紙)

諮問番号：平成〇年（処分）〔(不作為)〕 諮問第〇号

答申番号：平成〇年度（処分）〔(不作為)〕 答申第〇号

答申書

第1 審査会の結論

第2 審査関係人の主張の要旨

第3 審理員意見書の要旨

第4 調査審議の経過

第5 審査会の判断の理由